

問番号	問内容
<b>対象となる保護者</b>	
Q05-01	対象となる保護者には誰が含まれますか。

親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であって、子どもを現に監護する者が対象になります。  
 そのほか、子どもの世話を一時的に補助する親族も対象になります。

Q05-02	両親など複数の保護者が同時に休む場合、すべての保護者が対象になりますか。他に世話ができる家族がいる場合でも対象になりますか。
--------	--

保護者として複数で子どもの世話をする必要のある場合には、対象になります。

Q05-03	祖父母が仕事を休んで孫の世話をする場合も対象になりますか。
--------	-------------------------------

孫を現に監護する者であれば、対象になります。  
 また、孫を現に監護する保護者でない場合であっても、子どもの世を一時的に補助する親族についても、対象となります。

Q05-04	事実婚の状態でも、子どもの保護者になりますか。
--------	-------------------------

住民票記載事項証明書の続柄の欄から、例えば「同居人」や「妻（未届）」など事実上の婚姻関係を確認でき、現に子どもの監護を行っている場合は、対象になります。

Q05-05	オンラインや電話で子どもの世話をした場合、対象となりますか。
--------	--------------------------------

当支援金は、小学校等の休業等により、実際に子どもの世話（子どもの健康、安全を確保）をするために仕事を休まざる得ない方を対象としていることから、オンラインや電話等の間接的な世話をを行う場合は対象となりません。